

会員制度 税務研究会約款

第1条 (目的)

本約款は、株式会社 税務研究会（以下『当社』といいます。）が、当社会員制度 税務研究会会員（以下『会員』といいます。）にサービスを提供するにあたり、基本的な事項を定めたものです。

第2条 (会員の定義)

本約款において、『会員』とは、当社会員制度 税務研究会会員に登録された者をいい、本約款に同意のうえ、当社が指定する手続きによって入会申込みを行い、当社がその申込みを承諾することにより、当社との間で会員契約を締結した者をいいます。

第3条 (約款の明示と改定)

1. 当社は、本約款の内容についてホームページ等を利用し明示します。
2. 当社は、適宜本約款を改定することができるものとします。
3. 当社が本約款を改定する場合、その適用日以前に、改定する事項についてホームページ等を利用し告知します。

第4条 (サービス内容)

当社が会員に対して提供するサービスの内容は以下のとおりです。

1. 情報誌による情報提供
2. 会員専用サイトによる情報提供
3. 実務セミナー
4. 各種優待
5. その他当社が定めるもの

第5条 (サービス内容の改廃)

1. サービス内容は、適宜見直しを行い、その一部について会員の承諾なく中止、変更、新設を行うことが出来るものとします。
2. 前項によるサービス内容の変更を行う場合、その適用日以前に、改定する事項についてホームページ等を利用し告知します。

第6条 (知的財産権)

1. 当社のサービスで提供する情報等に関する著作権等の知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 会員は、当社の許可なく、当社のサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、会員の退会後であっても適用されるものとします。

第7条 (会員情報)

1. 会員情報は、当社のプライバシーポリシーに従って管理します。
2. 会員情報は、弊社で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。

第8条 (会員ID、パスワード)

1. 会員は、ID及び自己の設定したパスワード等について、

第三者に対する使用・貸与・譲渡又は開示等を行ってはいません。ID及びパスワードについて盗難及び第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社へ知らせるものとします。

2. 前項の報告前に、会員の過失によりパスワード等が第三者に漏洩し損害が生じた場合であっても、会員が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。また、ID及びパスワードが第三者に使用された場合、当社はIDに該当する会員が使用したものとみなします。

第9条 (資格の喪失)

会員が次の各号のひとつにでも該当する場合、契約期間中であっても会員としての資格を喪失するものとします。また、喪失時に未払いの会費がある場合は、喪失後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとします。

1. 当社から提供した情報を許可なく流用又は改ざんする行為があった場合
2. 当社サービスの運営を妨害する行為があった場合
3. 公序良俗に反する行為があった場合
4. 犯罪にあたる行為があった場合
5. 反社会勢力またはこれに準ずる者と当社が合理的に判断した場合
6. その他当社が会員として不適当と判断した場合

第10条 (継続及び退会)

1. 当社と会員の契約期間は1年間とします。
2. 会員から契約期間満了月までに当社所定の方法による解約の申出がないときは、本約款の条件でさらに本サービスを1年継続し、以後も同様とします。
3. 契約期間の途中での退会又は第9条違反による退会の場合、会費の返金はしません。

第11条 (免責及び損害賠償)

1. 当社サービスにより取得した資料、情報等について、会員は自らの判断と責任によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。会員が退会により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
2. 会員が本規約及びその他法令等に違反する行為によって、当社に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対してその損害賠償を請求できるものとします。
3. 本サービスに関し当社の故意又は重過失により当社が損害賠償責任を負う場合、会員が当社に本サービスの対価として支払った年会費を限度として賠償責任を負うものとします。

第12条 (準拠法及び裁判管轄について)

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この約款は、2019年4月1日から実施します。

【『会員制度 税務研究会』データベースサービスの利用に関する規約】

本規約は、株式会社税務研究会（以下、「当社」といいます。）が当社会員制度 税務研究会会員（以下『会員』といいます。）に提供する各種データベースサービス（会員サイト、税務通信データベース、経営財務データベース（以下、「本サービス」といいます。））の利用について定めるものです。

第1条(利用の権利)

1. 当社は本サービスの契約者に対し、本サービスの利用契約1件につきユーザーID 1本を発行します。
2. 前項により発行されるユーザーIDは、契約者が指定する者（以下、「利用者」といいます。）1名のみが利用できるものとします。契約者が指定できる利用者は、本サービス契約締結時に、契約者が当社に通知し、当社が承諾した特定の一つの部署に所属する者のみとします。
契約者及び利用者は、ユーザーIDを、利用者以外の第三者に譲渡、貸与、利用許諾することはできません。また、各ユーザーIDの複数人による共同での利用はできません。
当社は、契約者による利用者の指定がない場合は、契約者を利用者とする1人分のユーザーIDのみを発行します。
3. 契約者が複数の利用者に本サービスを利用させる場合の手続きについては、当社と契約者との間で別途定める規程によるものとします。

第2条(利用環境の設定)

契約者及び利用者は、本サービスを受けるために必要なハードウェア、ソフトウェアの設定等を自己の負担及び責任において行うこととします。また、当社は、本サービスの利用に関連して契約者及び利用者が自己の有するソフトウェア、ハードウェア及びその他ドキュメント・ファイル等の各種アプリケーションが利用するデータ類に被った損害について賠償責任を負いません。

第3条(ユーザーID及びパスワードの管理)

1. 利用者は、当社が通知したユーザーID及びパスワードを用いることによるのみ本サービスの提供を受けることができます。
2. 利用者以外の者が当社より契約者に発行されたユーザーID及びパスワードを使用する

ことはできません。また、契約者又は利用者が変わった場合には、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。

第4条(利用の停止等)

1. 契約者又は利用者に第3条並びに当社会員制度 税務研究会約款第6条第2項及び第8条各項のいずれかに反する行為があった場合、当社は、当該行為を行った利用者による利用を予告なしに停止することがあります。
2. 契約者又は利用者に第3条並びに当社会員制度 税務研究会約款第6条第2項及び第8条各項のいずれかに反する行為があった場合、当社は、当該行為を行った契約者及び利用者のいずれか一方又は両者に対し損害賠償請求権等の法的措置をとる場合があります。

第5条(利用者情報の取扱い)

当社は、契約者が当社に提供した情報、データ、閲覧した記事の内容等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとします。

第6条(掲載情報)

1. 当社は、本サービスに掲載されている情報の正確性については万全を期していますが、本サービスの情報の利用に伴い、契約者に不利益や損害が発生したとしても、当社はその責任を一切負うものではありません。
2. 当社は、本サービスの管理運営の必要上、利用者に事前に通知することなく、当社の判断によって本サービスで公開されている情報の追加、変更、修正、削除を行う場合があります。当社は、いかなる場合においても、該当する情報の追加、変更、修正、削除等によりお客さまに生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
3. 当社は、本サービスの管理運営の必要上、ユーザーID及びパスワードを契約者の事前許諾を得ることなく、変更する場合がありますが、その間、契約者及び利用者が本サービスを利用できないことによって、契約者に不利益や損害が発生したとしても、当社はその責任を一切負うものではありません。

第7条(公開中断・停止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者又は利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1)本サービスに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- (2)コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4)その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者又は利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条(『会員制度 税務研究会款』との適用順位)

本規約に定めのない事項については、法令及び当社が別途制定する『会員制度 税務研究会約款』によるものとします。また、本規約の規約と『会員制度 税務研究会約款』の規定に矛盾抵触があるときは、後者が優先的に適用されます。

附則 本規約は、【データベースサービスの利用に関する規約】を会員制度 税務研究会会員向けに改訂したものです。本改訂した内容は2019年4月1日から有効とします。